

令和4年度 第8回定例庁議 次第

日時：令和4年11月10日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 空調設備の使用基準について（総務部）

(2) 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議
について（総合政策部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 12月8日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和4年笛吹市議会第4回定例会 一般質問答弁検討日程
12月5日（月）・6日（火）・7日（水）終日

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和4年11月10日提出	
件名	空調設備の使用基準について	部局名	総務部
概要	<p>現在、庁舎内の空調設備については、これまでの慣例によって使用している。</p> <p>一昨年前からは、新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、換気を徹底していることもあり、空調設備の使用量が増加傾向にある。</p> <p>また、昨今の原油や天然ガスの価格高騰により、燃料費及び電気料の値上げが続いている。</p> <p>こうした状況に対応するため、空調設備の使用基準を定め、燃料費及び電気料の削減へ向けた取組を進める。</p>		
経過	山梨県内の近隣自治体の空調に関する使用基準を調査した。		
問題・課題	<p>現在、時間外や休日の使用基準が示されていない。</p> <p>施設によって、室温の違いが出てくるため、各建物の階層ごとの判断で使用していく必要がある。</p>		
対応策	山梨県内の近隣自治体の使用基準を参考に、別添に示す「空調設備の使用基準」で運用する。		
協議結果			

空調設備の使用基準

空調の利用に際し、以下のルールを守り使用すること。

共通ルール

- ① 各施設ごとと階ごとに空調管理者を定め、空調管理者の指示のもと空調を使用すること。
- ② 効率的な使用をするため、階ごと同時に空調を使用すること。

空調管理者 1) 本館：1F 産業観光部長 2F 総務部長
2) 市民窓口館：2F 市民環境部長 3F 教育部長 4F 公営企業部長
3) 保健福祉館：1F 子供すこやか部長 2F 保健福祉部長
4) 各支所：各支所長

夏季基準

- ① 早朝に登庁した職員は、換気を行うこと。
- ② 空調管理者が定めた温度計で室温 28 度以上又は湿度 70%以上になった場合使用すること。
- ③ エアコンの設定温度は、室温が 28 度台になるよう調整すること。

冬季基準

- ① 空調管理者が定めた温度計で室温 20 度以下になった場合使用すること。
- ② エアコンの設定温度は、室温が 20 度台になるよう調整すること。

※冬季基準は、冬季の運用によって今後変更する場合があります。

業務時間外の使用基準

- ① 午後 6 時以降の空調の使用は禁止する。
- ② 休日の空調の使用は禁止する。
- ③ 会議等やむをえない理由により使用する場合は、事前に管財課へ申請すること。

※空調燃料費及び電気代の削減を目的とした基準です。

個々で電気を利用した暖房機器等の使用は禁止します。

3.空調使用調査.xlsx

山梨県内の自治体における空調機器についての使用基準報告(夏季)

No	自治体名	空調の使用基準	時間外の使用について	その他
1	山梨県	夏季は5月中旬から9月中までの期間で、外気の最高気温が25度を超える日に使用する。 使用する時間帯は、午前8時から午後7時まで、タイマーによる自動運転のため、知事室や特定の執務室を除く場所は一斉に制御されている。	夜7時以降は自動的に停止するため、窓を開けるなどして対応している。	
2	甲府市	空調の入り切りは、各課において始動している。 概ね室温が28度以上になった時に使用する。 使用時期や期間は設けておらず、職員からの要望を聞く中で使用開始時期を判断している。	18時になると自動的に全ての空調が停止する。 その後、各課において継続的に使用することができる。 21時、23時にも同様の停止する設定がなされており、空調の切り忘れを防止する対策をしている。	
3	山梨市	各、空調の設定温度を28度している。 各課の判断で行っているため、同一フロア内でも使用している課としていない課がある。	特段無し。	
4	韮崎市	総務課で庁舎全体の空調を一括管理している。 設定温度は特段決めていないが、28度だと暑すぎるとの声でそれ以下に設定している。	空調は全て5時に切るようにしている。 時間外は、会議等の場合は、事前に申請をしてもらい使用することが出来る。残業の場合、使用は認めていない。 土日も同様に空調は使用していない。	
5	南アルプス市	各課でバラバラに使用しているため電気のピーク電力の問題が課題である。 設定温度は28度としているが、守られていない状況である。	特段無し。	
6	甲斐市	総務課から空調のお知らせを行い、使用期間、使用ルールを示している。 使用ルールは、室温28度又は、湿度70%を超えた場合に使用している。 空調の設定温度は26度している。	5時15分後は、全庁消すこととしている。 また、休日も使用はしない決まりとなっている。 会議時などで時間外の使用する場合は、事前に総務課へ申請することとなっている。	
7	甲州市	室温28度で使用するルールとなっている。	特段無し。	
8	中央市	室温28度で使用するルールとなっている。 入れる場合は、フロアごとの責任者から一斉に使用するようになっている。 空調の設定温度は、28度としているが暑い日の場合には26度等の設定に下げている。	時間外は、基本的に空調を止めるように運用している。 土日も同様なルールとなっており、個人的な残業は使用しないこととなっている。	

3.空調使用調査.xlsx

山梨県内の自治体における空調機器についての使用基準報告(冬季)

No	自治体名	空調の使用基準	時間外の使用について	その他
1	山梨県	冬季は12月から3月15日までの期間に使用する。 使用する時間帯は、午前8時から午後5時15分まで、タイマーによる自動運転のため、知事室や特定の執務室を除く場所は一斉に制御されている。	使用しない。	
2	甲府市	空調の入り切りは、各課において始動している。 概ね室温が18度以下になった時に使用する。 使用時期や期間は設けておらず、職員からの要望を聞く中で使用開始時期を判断している。	18時になると自動的に全ての空調が停止する。 その後、各課において継続的に使用することができる。 21時、23時にも同様の停止する設定がなされており、空調の切り忘れを防止する対策をしている。	
3	山梨市	各、空調の設定温度を20度に行っている。 各課の判断で行っているため、同一フロア内でも使用している課としていない課がある。	特段無し。	
4	韮崎市	総務課で庁舎全体の空調を一括管理している。 使用期間は、12月議会の開会日から、3月議会の閉会日としている。 設定温度に期目は無く25度程度の設定にしている。	空調は全て5時に切るようにしている。 時間外は、会議等の場合は、事前に申請をしてもらい使用することが出来る。残業の場合、使用は認めていない。 土日も同様に空調は使用していない。	
5	南アルプス市	空調は、各課において使用しており、基準やルールは決められていない。 電気の料金が上がっている中で対策を検討していかなければという話が出ているが、現時点では設定温度等の決めはない。	特段無し。	
6	甲斐市	総務課から空調のお知らせを行い、使用期間、使用ルールを示している。 使用ルールは、室温が20度を下回った場合に使用している。 空調の設定温度は26度に行っている。	5時15分後は、全庁消すこととしている。 また、休日にも使用はしない決まりとなっている。 会議時などで時間外の使用する場合は、事前に総務課へ申請することとなっている。	
7	甲州市	室温20度で使用するルールとなっている。	特段無し。	
8	中央市	12月に入り寒い日には使用している。 入れる場合は、フロアごとの責任者から一斉に使用するようになっている。 空調の設定温度は、24度としている。	時間外は、基本的に空調を止めるように運用している。 土日も同様なルールとなっており、個人的な残業は使用しないこととなっている。 なお、確定申告や選挙等の特別な事務のある場合は使用する場合がある。	

空調使用申請書

管財課長 殿

使用年月日	
使用時間	

使用場所	建物名	階層	使用場所

申請者 (所属長)	
--------------	--

使用理由

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和4年11月10日提出	
件名	甲府市とのやまなし県央連携中 枢都市圏形成に係る連携協約の 締結に関する協議について	部局名	総合政策部
概要	<p>令和4年7月26日に、甲府市が、本市を含む8市1町と連携して、圏域の将来像を描き、圏域の経済成長をけん引し、圏域の住民の暮らしを支える役割を担う意思を有することを明らかにする「連携中枢都市宣言」を行った。</p> <p>これを踏まえ、現在、令和5年3月に策定することとしている、圏域の中長期的な将来像や推進する具体的な取組などを定める連携中枢都市圏ビジョンについて、構成市町で検討を進めている。</p> <p>連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議については、国の連携中枢都市圏構想推進要綱で定める事項について、地方自治法の規定に基づく議会の議決が必要とされていることから、12月議会で議案を提出する。</p>		
経過	令和4年7月26日 甲府市が、「連携中枢都市宣言」を行った。		
問題・課題			
対応策	<p>12月議会で、「連携協約」に係る協議について議会の議決を得た上で、次のとおり連携中枢都市圏構想の取組を進める。</p> <p>令和5年2月 甲府市と連携自治体が個別に連携協約を締結</p> <p>令和5年3月 甲府市が、連携中枢都市圏ビジョンを策定</p> <p>令和5年4月 連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業の開始(甲府市が連携事業に必要な予算を計上して実施)</p>		
協議結果			

やまなし県央連携中枢都市圏の
形成に係る連携協約書（案）

令和〇年〇月〇〇日
甲府市・笛吹市

甲府市及び笛吹市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

甲府市（以下「甲」という。）及び笛吹市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である「やまなし県央連携中枢都市圏」（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関する連絡調整を図るため、定期的に協議するものとする。

（疑義の解決）

第6条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

甲府市長 ㊟

乙 山梨県笛吹市石和町市部777

笛吹市

笛吹市長 ㊟

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
広域観光の推進	圏域が有する自然、歴史、食など豊富な観光資源と高速交通網を活かした新たな圏域観光による賑わいの創出など、広域観光の推進に取り組む。	乙と連携して、広域観光の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、広域観光の推進に取り組む。
地域農業の稼ぐ力の強化	都市と農が共生し、「稼ぐ農業」を育てる持続可能で魅力ある圏域農業の実現など、地域農業の稼ぐ力の強化に取り組む。	乙と連携して、地域農業の稼ぐ力の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、地域農業の稼ぐ力の強化に取り組む。
地域産業の振興	圏域経済を支える中小企業の発展と圏域の特性を活かした新産業や新事業の誘致など、地域産業の振興に取り組む。	乙と連携して、地域産業の振興に主体的に取り組む。	甲と連携して、地域産業の振興に取り組む。
その他圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	上記以外の圏域全体の経済成長のけん引に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に主体的に取り組む。	甲と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
都市計画区域マスタープランにおける広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進	リニア開業効果を圏域全体の発展に波及させるため、国内外からの交流人口の増加による圏域のエリア価値の向上に資する広域交流拠点の形成をはじめ、各拠点及び拠点に準ずる地区との連携に取り組む。	乙と連携して、広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進に取り組む。
公共施設・公共インフラの広域的利活用	圏域に点在する公共施設や公共インフラの広域的利活用の促進など、公共施設・公共インフラの広域的利活用に取り組む。	乙と連携して、公共施設・公共インフラの広域的利活用に主体的に取り組む。	甲と連携して、公共施設・公共インフラの広域的利活用に取り組む。
消防の広域的な連携強化	消防指令業務の共同化など消防の広域的な連携強化に取り組む。	乙をはじめ関係団体とも協力して積極的に取り組む。	甲をはじめ関係団体とも協力して取り組む。
その他高次の都市機能の集積・強化に係る施策	上記以外の高次の都市機能の集積・強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、高次の都市機能の集積・強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、高次の都市機能の集積・強化に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
在宅医療・介護連携の推進	安定的な医療提供や在宅医療・介護連携体制の構築など、在宅医療・介護サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、在宅医療・介護サービスの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、在宅医療・介護サービスの充実に取り組む。
消費者相談体制の充実	相談体制の充実による消費者の安全・安心の確保など、消費者相談の充実に取り組む。	乙と連携して、消費者相談の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、消費者相談の充実に取り組む。
災害対策の推進	圏域内の災害相互応援体制の強化による防災力の向上など、災害対策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、災害対策の推進に取り組む。
環境対策の推進	圏域全体で取り組む環境保全やゼロカーボンの実現など、環境対策や地球温暖化対策の推進に取り組む。	乙と連携して、環境対策や地球温暖化対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、環境対策や地球温暖化対策の推進に取り組む。
空き家対策の推進	圏域内の空き家の広域的有効活用など、空き家対策の推進に取り組む。	乙と連携して、空き家対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、空き家対策の推進に取り組む。
教育環境の充実	子どもたちの学習環境の整備・充実をはじめ教育環境の充実に取り組む。	乙と連携して、教育環境の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、教育環境の充実に取り組む。
子ども・子育てへの支援	子どもが健やかに成長できる体制づくりなど、子ども・子育て支援に取り組む。	乙と連携して、子ども・子育て支援に主体的に取り組む。	甲と連携して、子ども・子育て支援に取り組む。
その他生活機能の強化に係る施策	上記以外の生活機能の強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、生活機能の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、生活機能の強化に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	移住定住・U I J ターンの促進に関する情報発信など、移住定住促進に取り組む。	乙と連携して、移住定住促進に主体的に取り組む。	甲と連携して、移住定住促進に取り組む。
ふるさと応援の推進	ふるさと納税を活用した魅力向上など、ふるさと応援の推進に取り組む。	乙と連携して、ふるさと応援の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、ふるさと応援の推進に取り組む。
その他結びつきやネットワークの強化に係る施策	上記以外の結びつきやネットワークの強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、結びつきやネットワークの強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域内市町職員の育成や能力向上など、人材の育成に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に主体的に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
I C T の利活用の推進	I C T を活用した行政情報システムの広域共同化など、I C T 利活用の推進に取り組む。	乙と連携して、I C T 利活用の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、I C T 利活用の推進に取り組む。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る施策	上記以外の圏域マネジメント能力の強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。

連携中枢都市圏における連携事業（検討中）

資料2-2

※注）以下の説明や予算規模は、現時点で検討中の内容であり、今後の協議により時点修正していきます。
また、網掛け(色付き)の取組は2年目(R6年度)以降の検討・実施を想定しています。

令和4年10月19日現在

国の要綱	施策の柱	実現に向けた取組			具体案			予算規模(千円)		
		No.	分科会	取組	取組番号	取組(詳細)	説明	令和5年度	主な経費	
(1) 圏域全体の経済成長のけん引	1 広域観光の推進	1	広域観光	・広域観光プロモーション	1-①	各市町・圏域のPR動画制作	●各市町及び圏域のPR動画(1~3分程度)の制作と、その動画の効果的な活用について企画提案するプロポーザルの実施 ●PR動画の活用の一案としてTV番組誘致を検討	40,000	●動画制作や、動画活用の企画提案・実施に係る委託料	
		2	広域観光	・連携自治体ツーリズム	1-②	東京圏・静岡方面へのキャンペーン	●東京方面、静岡方面への観光キャンペーンの実施 ※「しずおか中部連携中枢都市圏(110万人規模)との圏域同士の観光連携への発展を視野(中部横断自動車道、静岡市・甲府市連携協定の活用)	678	●出展料他	
		3	広域観光	・圏域周遊誘客イベントの開催	2-①	テーマ別ツーリズム	●圏域内の観光資源を活用したテーマ別のツアー造成と実施	15,000	●ツアー造成及び実施に係る委託料	
		4	広域観光	・イベント等の誘致	2-②	県内マイクロツーリズム	●ウイズコロナにおいて地域再発見につながる圏域ツアーの企画・実施			
				2-③	圏域を対象としたファムトリップ	●圏域の魅力を取り上げてもらうための観光事業者や旅行メディアを対象としたファムトリップの企画・実施				
		2 地域農業の稼ぐ力の強化	5	農業	・農産物の付加価値向上広域プロモーションの推進	3-①	山岳資源を活用した圏域内周遊イベント	●登山アプリを活用し、指定した圏域の山々や観光施設等への周遊を誘引するイベントの実施	10,000	●イベント実施に係る委託料
					4-①	スポーツ・音楽・文化イベントの誘致	※要検討(スポーツ、音楽、文化イベントのほか林間学校などの教育旅行の誘致を検討する)			
					4-②	教育旅行/臨海・林間学校の誘致				
						5-①	農産物直売所HPの制作	●圏域の農産物直売所のホームページの制作と、その効果的な活用について企画提案するプロポーザルの実施	債務負担 5年度:0 6年度: 26,000	●HP制作や、HP活用の企画提案・実施に係る委託料
						5-②	圏域特産農産物の出張販売PR	●年2回(東京方面1回、静岡方面1回)、県外のアンテナショップ等において圏域の旬の特産物の出張販売PRを実施	12,000	●会場設営、物品輸送、販売、自治体PR等に係る委託料
						5-③	圏域特産の農産物を活用した6次産業化の推進	※要検討(圏域特産農産物の加工品等の新商品を共同開発や圏域内外を商圏とした販路を確保するなどについて検討し、圏域内における6次産業化に向けた取組を推進する。)		
					6-①	広域援農システムの構築	※要検討(地方版ハローワークの検討、農作業繁忙期の人員不足の解消)			
					6-②	女性農業者の活躍推進	●女性農業者向けの研修会の開催や女性農業者の交流機会の創出	272	●相談を受ける専門家や研修講師に係る報償費	
					6-③	農業移譲専門相談員体制の構築	●農業経営に係る課題等に応える専門家による相談体制の構築			
				7-①	持続可能な食糧生産システムの構築に向けた調査・研究	※要検討(地球温暖化対策4%イニシアチブの推進、スマート農業の活用など)				
				8-①	農業&婚活イベント	●男性農業者と農業や山梨暮らしに関心のある女性の出会いの場となる農業体験&婚活ツアーの実施	4,005	●農業体験&婚活ツアーの実施に係る委託料及び広告料		
				8-②	農業体験支援事業の拡大	※要検討(就農と移住・二拠点居住とを組み合わせた農業体験の機会創出を検討する)				
				9-①	河川敷での生息・移動調査・捕獲対策	※要検討(河川敷におけるシカ・イノシシの生息状況・移動状況を調査し、広域的な捕獲対策に向けた検討を行う)				
	3 地域産業の振興	10	企業誘致	・連携による企業誘致事業の検討	10-①	圏域への企業誘致	●各自治体の企業誘致担当者のネットワーク構築による企業情報・土地情報の共有化	—		
					11-①	合同就職説明会	●アイメッセ等の大規模会場を借り上げ、ハローワークの管轄を越えた圏域全体での求職者と企業との就職マッチングを図る就職説明会の開催	11,231	●合同就職説明会の実施に係る委託料 ●会場借り上げ料	
						(1) 経済成長のけん引	93,186			

国の要綱	施策の柱	実現に向けた取組			具体案			予算規模（千円）	
		No.	分科会	取組	取組番号	取組（詳細）	説明	令和5年度	主な経費
（ 2 ） 高次 の 都市 機能 の 集積 ・ 強化	4 都市計画区域マスタープランにおける広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進	12	未	・公共交通ネットワーク構築の検討	12-①	公共交通ネットワークのあり方検討	※要検討		
		13	未	・リニア駅とのアクセス向上に向けた取組	13-①	リニア駅とのアクセス向上に向けた検討	※要検討		
		14	未	・リニアによる新たな通勤圏との連携推進	14-①	リニアによる新たな通勤圏との連携の検討	※要検討		
	5 公共施設・公共インフラの広域的利活用	15	未	・公共施設の共同利活用の検討	15-①	公共施設の相互利用	※要検討（公共施設の広域的な利用に向けて、施設情報の共有化や相互利用の可能性について検討する）		
		16	未	・公共インフラの共同利活用の検討	15-②	公共施設の再配置			
	6 消防の広域的な連携	17	未	消防業務を一部事務組合が担っている地域もあるので、消防本部を主体とする協議体で検討を進める。 ・消防の広域連携（一部事務組合を含む広域連携）	16-①	汚水処理の広域化	※要検討（上下水道や汚水処理施設については、県が広域化計画の策定を進めていることから、県とも連携・協力しながら検討を進める）		
				17-①	消防指令センターの共同化	<ul style="list-style-type: none"> ●国中地域6消防本部による消防指令センターの共同化 ●協議体制として「山梨県国中消防指令業務等共同運用検討会」の設置 ●令和8年4月からの共同指令センターの運用開始に向けた協議・検討 ●共同化経費に係る価格評価及び基本構想の策定 	3,000	●共同化経費に係る価格評価及び基本構想の策定に係るコンサルへの委託料	
						(2) 都市機能の集積・強化	3,000		

国の要綱	施策の柱	実現に向けた取組			具体案			予算規模(千円)	
		No.	分科会	取組	取組番号	取組(詳細)	説明	令和5年度	主な経費
(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	7 生活機能の強化	18	医療・福祉	・在宅医療・介護連携の推進	18-①	病診・診診・訪問看護ステーションとの連携体制	●在宅医療介護のための切れ目ない提供体制づくりに向け、24時間対応のための病院・診療所等の連携体制(ネットワーク)の構築	13,791	—
					18-②	医療福祉人材の人材確保・育成・定着	●多職種連携や看取りのスキルアップ等を図る研修の実施 ●人材確保に向け、在宅医療・介護連携に係る仕事の魅力・やりがい等を発信する動画の制作		
					18-③	圏域版想いのマップの作成	※要検討(人生設計(こうありたいという想い)を家族など周りの人たちと共有し、想いを叶えていくためのマップの圏域版を作成する)		
					18-④	ICTを活用した在宅医療・介護資源マップの作成	●ICTを活用して、圏域内の在宅医療・介護資源に係る社会資源情報を誰もが均一に把握でき、稼働状況や空き状況をタイムリーに確認できるシステムの構築		
					18-⑤	身寄りのない方への対応事例集の作成	●現場の共通課題となっている身寄りのない方(特に認知症の高齢者)への対応(医療行為や法律行為などに係る意思決定や各種手続)について、取組事例集の作成と活用	1,483	●事例集に係る印刷製本費
					18-⑥	ACPに係る住民への普及啓発	●ACP(アドバンス・ケア・プランニング:自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて予め考え、共有する取組)に関する住民向け講習会の実施	368	●講師謝礼に係る報償費 ●会場借上げに係る賃借料
		19	消費者相談	・甲府市消費生活センターの広域的展開	19-①	消費生活センターの共同利用	●多様な消費者問題が生じる中、消費生活センターを設置していない、または、曜日限定で相談窓口を開設している自治体の住民からの相談を甲府市消費生活センターにつなぎ、きめ細かい相談対応を図る	7,663	●相談員2名増員に係る報酬・共済費等 ●WEB対応用に各自治体へ貸与するためのタブレット端末に係る備品購入費 ●ZOOMライセンスに係る賃借料(全自治体) ●電話機増設に係る修繕費
					19-②	相談員のネットワーク形成	●消費生活センターを設置している自治体の相談員も含め、相談員同士の情報交換や対応事例などの共有を図るとともに、住民への注意喚起を行う		
		20	防災	・災害対策のための相互協力の推進	20-①	防災備蓄資機材の共同調達	●各自治体から要望の多かった「ハイブリット発電機」を予算の範囲内で調達し貸与する	38,000	●発電機購入のための備品購入費
					20-②	各種計画の策定支援	※要検討(広域避難計画等の策定や策定支援に係る協議・検討を行う)		
					20-③	災害情報伝達手段整備	※要検討(災害時、住民に必要な情報を正確かつ確実・迅速に伝達するための手段とその設備整備について検討する)		
		21	環境	・CO2排出削減によるゼロカーボン推進	21-①	環境教育の実施	●環境教育イベントによるプラスチック削減等の啓発	1,104	●イベント実施に係る委託料
					21-②	SDGs推進としてのPETボトルの水平リサイクルや食品ロスへの取組	※要検討(推進機関との協定に基づくPETボトルの水平リサイクルについて検討する) ※要検討(食品ロスの削減マッチングサービスの広域展開について検討する)		
					21-③	燃料電池・グリーン水素関連	※要検討(次世代のエネルギー政策の方向性について検討する)		
		22	空き家対策	・空き家対策の推進	22-①	空き家に係る合同研修	●専門的な知識を必要とする空き家対策について、空き家の有効活用や特定空家等の除却に係る研修を実施	—	—
					22-②	空き家の広域的有効活用	※要検討(空き家の有効活用について検討する)		
		23	早期設置	・教育環境の充実	23-①	(※一例) デジタル教科書導入等への対応	●各自治体では、GIGAスクールに係る環境整備を進めたところであるが、今後のデジタル教科書の導入に向けては、通信環境の更なる充実が共通課題となることから、その対応について検討	—	—
					23-②	(※一例) 不登校児童生徒への対応	●不登校児童生徒が増加傾向にある中、GIGAスクール構想により整備された一人一台タブレット端末を活用したオンライン授業等の可能性が広がってきていることから、その対応について検討		
		24	検討	・救急医療体制の連携の推進	24-①	救急医療に係る課題の調査研究	※提案自治体へのヒアリングの実施	—	—
		25	検討	・子育て・子育て支援の強化	25-①	保育に係る課題の調査研究	※提案自治体へのヒアリングの実施	—	—

国の要綱	施策の柱	実現に向けた取組			具体案			予算規模(千円)		
		No.	分科会	取組	取組番号	取組(詳細)	説明	令和5年度	主な経費	
(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	8 結びつき・ネットワークの強化	26	移住定住	・移住定住・Uターン者の促進	26-①	圏域の高校と連携したコンテストの実施	●高校の授業「総合的な探求の時間」において、高校生が地域、自然環境や社会貢献などをテーマに課題解決に向けた探求学習に取り組んでおり、地域の魅力の再発見につながっていることから、県域内の高校でコンテストを実施し、その効果を一層高めていく。	1,041		
					26-②	ラインを活用した情報発信ツールの構築	●県外へ進学、就職した圏域出身者に向け、「圏域」とのつながりを持つことで関係人口やUターン人口の増加を図るため、LINEを通じて圏域内の求人等の就職活動情報や地元情報(成人式や各自自治体のイベント等)を発信	3,794	●LINE公式アカウント利用に係る電通電話料 ●LINEを活用した情報発信業務に係る委託料	
					26-③	企業マッチングツアーの実施	●地元企業等が就職活動時の選択肢のひとつとなるよう、圏域から東京圏へ進学した学生(主に1~2年生)を対象に、夏休み・冬休みの帰省時を利用して、圏域内の企業見学を行う新宿発のバスツアーを実施	8,000	●企業見学バスツアーに係る委託料	
		9 圏域マネジメント能力の強化	27	ふるさと納税	・ふるさと納税を活用した魅力向上	27-①	知名度向上プロモーション	●ふるさと納税ポータルサイトのサービスを利用したオンライン参加型の自治体PRや、動画配信サイトによる情報発信を行う	-	
					27-②	協力事業者への合同説明会	●返礼品出展事業者の手続が円滑に行われるよう、峡東・峡北・峡中のブロックごとに事業者の手続等に係る勉強会(合同説明会)を開催し、より多くの事業者から協力を得る			
					27-③	共通返礼品の検討	●各自自治体の魅力ある返礼品同士を組み合わせセットを共通返礼品として設ける			
			28	圏域マネジメント	・圏域マネジメント人材の育成(人材育成・交流派遣)	28-①	合同研修の実施	●圏域職員を対象とした研修講演会 ●各自自治体からの要望に基づく新たな共通課題をテーマとする研修会	2,000	●講演会講師に係る報償費
			29	情報政策	・ICTを活用した行政情報システムの広域共同化	28-②	人事交流また職員派遣	●人材不足となっている技術職員の人事交流など	-	
			30	圏域外の自治体が含まれるため、現在、検討を進めている協議体で今後も検討する	・航空写真の共同撮影	29-①	自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	●自治体間のコミュニケーションツールとして、自治体内及び圏域自治体間で会議、日程調整、データ共有等に利用できるLG-WAN対応の「チャットツール」を導入	25,740	●アカウント利用に係る賃借料
			31	未	・「地域の未来予測」の共同作成及び持続可能な圏域づくり	30-①	固定資産税の賦課に係る航空写真の共同撮影	●令和5年度に実施する予定であるが、圏域外の自治体も多く含まれていることから、連携中都市圏事業として位置づけながら、各自自治体で応分の予算確保をし、各連携自治体において特別交付税申請を行う方向で検討中	参加自治体の負担	●令和2年度に共同撮影の実績あり。甲府市が参加自治体全体エリアを撮影対象とした入札を実施し、事業者が決定したところで、各自自治体負担分を按分し、その按分金額をもって事業者と各自自治体が契約を締結、予算執行するスキームで実施。
					31-①	地域の未来予測の実施	※要検討(15~30年先を見据えた長期的な変化や課題の見通し等を整理した「地域の未来予測」の共同作成と、それを活用した「持続可能な圏域づくり」について検討する)	-		
						(3) 生活関連機能サービスの向上		102,984		
						総計(1)+(2)+(3)		199,170		

連携中枢都市圏の形成に向けたスケジュール（案）

		7月		8月		9月		10月			11月			12月			1月			2月			3月					
		下旬	中旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
連携中枢都市圏の形成に向けた進行管理等	要綱に基づく手続		連携中枢都市圏宣言						内容 ①ビジョン懇談会メンバー構成 ②ビジョン（素案）の確認 ⇒第2回ビジョン懇談会へ ビジョン（素案）を提示 ③今後のスケジュールについて ④「連携協約」に係る議案の提出について ⇒各自治体の議案担当へ送付					12月議会において「連携協約」に係る議案の議決を得る								連携中枢都市圏ビジョンの承認 連携協約の締結						連携中枢都市圏ビジョンの公表
	首長の会議	第3回 首長準備会 (7月26日(火)10時)	第1回 連携中枢都市圏推進協議会					第2回 連携中枢都市圏推進協議会 (10・19)													第3回 連携中枢都市圏推進協議会							
	実務者の会議	第15回実務者会議(7・19)	第1回幹事会(8・17)	開催(WEB含)	第2回幹事会(9・22)		第3回幹事会(10・13)		第4回幹事会				第5回幹事会				第6回幹事会										※幹事会は表記以外にも必要に応じて開催します。	
	議会関係			9月議会				「連携協約」に係る議案送付 ※各自治体の議案担当へ		連携協約へ向けた 議会説明等		12月議会									連携中枢都市圏ビジョン の報告					3月議会		
連携事業の協議検討	分野別分科会	連携事業の具体化に向けた協議・検討を継続的に実施																										
	ビジョン懇談会					第1回ビジョン懇談会 (9・27)			甲府市において連携事業のR5年度予算化			第2回ビジョン懇談会 (11・8)														都市圏ビジョンに係る パブリックコメント	第3回ビジョン懇談会	